

人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例施行規則

(令和5年2月21日 熊本県規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、人吉都市計画事業青井被災市街地復興土地区画整理事業施行条例（令和4年熊本県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準地積の更正)

第2条 条例第17条第1項の規定により基準地積の更正を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、基準地積更正申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第17条第1項各号に掲げる書類
- (2) 隣接する宅地等の所有者（以下「隣接宅地等所有者」という。）の同意書（別記第2号様式）
- (3) 申請者及び隣接宅地等所有者の印鑑証明書

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。